

公益財団法人 全日本ボウリング協会

服 装 規 則

(目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）の主催、公認、共催する競技会、選手権大会に参加する競技者の服装規則は、次のとおりとする。

(競技者の服装)

第2条 競技者の服装については、本協会競技規程第137条を厳守すること。競技者は、特に規定されない限り、次のとおりとする。

- (1) 競技者は、本協会に承認されたユニフォームを着用するものとする。個人的に異なる服装をすることは許されない。男子はスラックスを着用する。女子はスカート、スラックス、運動用ショートパンツを着用することができる。ただし、チーム戦において同一チームは同一のユニフォームを着用する。
- (2) IOC規程及び世界テンピンボウリング連盟(WTBA)規程に基づいて、本協会競技規則の下に行われる公認競技会（選手権大会・リーグを含む）に対しては、商業上の識別表示については製造メーカーの物に限られ、1品目1箇所しか表示してはならず、その大きさは12平方センチメートル以内とする。シューズについては6平方センチメートル以内とする。

(競技者のユニフォーム)

第3条 競技者が着用するユニフォームは、次のとおりとする。

- (1) 実業団のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と実業団名（できる限り略称）及び個人名を明記する。ただし、商品名を入れることはできない。
 - (2) 大学生のみの競技会は、学校名と個人名を明記する。
 - (3) 高校生・中学生のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と学校名及び個人名を明記する。
 - (4) 連盟・支部・クラブのユニフォームは、所属する連盟の都道府県名と支部名又はクラブ名及び個人名を明記する。
- 2 JBC ワッペンは、競技者が着用するユニフォームの左胸につけることとする。
- 3 競技会のチーム戦では、チーム全員同一ユニフォームを着用する。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。
- 4 各連盟及び各地区連合の競技会では、それぞれの規定によるユニフォームとする。
- 5 本協会主催の競技会でのユニフォームの着用は、別表のとおりとする。

(規則の改廃)

第4条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(附 則)

本規則は、平成27年4月1日より施行する。

服装規則の改定について

現行規程	改 定 案
<p>服装規則</p> <p>第3条 (競技者のユニフォーム)</p> <p>競技者が着用するユニフォームは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人会員は、所属する連盟の都道府県名と支部名及び個人名を明記する。</p> <p>(2) 実業団のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と実業団名（できる限り略称）及び個人名を明記すること。ただし、商品名を入れることはできない。</p> <p>(3) 大学生のみの競技会は、学校名と個人名を明記すること。</p> <p>(4) 高校生・中学生のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と学校名及び個人名を明記すること。</p> <p>(5) 支部・クラブのユニフォームは、所属する連盟の都道府県名と支部名又はクラブ名及び個人名を明記すること。</p> <p>3 JBC ワッペンは、競技者が着用するユニフォームの左胸につけることとする。</p> <p>4 競技会のチーム戦では、チーム全員同一ユニフォームを着用すること。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。</p> <p>5 各連盟及び各地区連合の競技会では、それぞれの規定によるユニフォームとする。</p> <p>6 本協会主催の競技会でのユニフォームの着用は、別表のとおりとする。</p>	<p>服装規則</p> <p>第3条 (競技者のユニフォーム)</p> <p>競技者が着用するユニフォームは、次のとおりとする。</p> <p style="color:red;">(削除)</p> <p>(1) 実業団のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と実業団名（できる限り略称）及び個人名を明記する。ただし、商品名を入れることはできない。</p> <p>(2) 大学生のみの競技会は、学校名と個人名を明記すること。</p> <p>(3) 高校生・中学生のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と学校名及び個人名を明記すること。</p> <p>(4) 連盟・支部・クラブのユニフォームは、所属する連盟の都道府県名と支部名又はクラブ名及び個人名を明記すること。</p> <p>2 JBC ワッペンは、競技者が着用するユニフォームの左胸につけることとする。</p> <p>3 競技会のチーム戦では、チーム全員同一ユニフォームを着用すること。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。</p> <p>4 各連盟及び各地区連合の競技会では、それぞれの規定によるユニフォームとする。</p> <p>5 本協会主催の競技会でのユニフォームの着用は、別表のとおりとする。</p>